

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40.3.31大蔵省令第15号）」を基本としております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

該当事項はありません。

重 要 な 後 発 事 象

・ 第4期中期計画の変更について

「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）のうち日本産酒類の競争力強化・海外展開事業推進を図るための業務が新たに追加されたことを受け、第4期中期計画の変更について平成30年2月21日付で財務大臣から認可を受けております。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は312,712,678円です。

(2) 減損の認識

当事業年度で減損の兆候を認識したものではありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 832,700,317 円

資金期末残高 832,700,317 円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首 : 8,302,582,580 - 3,961,279,527 = 4,341,303,053 円

期末 : 8,302,582,580 - 4,046,049,954 = 4,256,532,626 円

(期首+期末) × 1/2 = 4,298,917,840 円

4,298,917,840 × 0.045% = 1,934,513 円

4 金融商品に関する注記

当法人は、独立行政法人通則法第47条第1項第2号に定められている預金により運用を行っています。

5 その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

・ 平成29年度補正予算（第1号）について

平成30年2月1日に第196回国会において成立した「平成29年度補正予算（第1号）」により追加的に措置された運営費交付金501,410,000円については、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）のうち日本産酒類の競争力強化・海外展開推進を図るため、酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験等に活用することとしております。